

集 - 24

日影の規制時間について

関連条文 法第56条の2、市条例第35条

改正年月日 平成24年1月5日

窓口: 建築審査課

(い)		(ろ)	(は)	(に)		
地 域		制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ		敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた用途地域	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率に関する都市計画が定められた土地の区域及び同号トの規定により建築物の高さの最高限度に関する都市計画が定められた土地の区域					
第1種低層住居専用地域 又は 第2種低層住居専用地域	6/10の区域 8/10の区域（戸建住環境形成地区に限る）	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(一)	3時間	2時間
	8/10の区域（戸建住環境形成地区を除く）				(二)	4時間
第1種中高層住居専用地域 又は 第2種中高層住居専用地域	10/10の区域	高さが10mを超える建築物	4m	(一)	3時間	2時間
	15/10の区域 20/10の区域				(二)	4時間
第1種住居地域 第2種住居地域 又は 準住居地域	20/10の区域であって第1種及び第2種15m高度地区	高さが10mを超える建築物	4m	(一)	4時間	2.5時間
	20/10の区域（第1種及び第2種15m高度地区を除く） 30/10の区域				(二)	5時間
近隣商業地域 又は 準工業地域	20/10の区域であって第1種及び第2種15m高度地区又は第1種及び第2種20m高度地区	高さが10mを超える建築物	4m	(二)	5時間	3時間